

第5回 辰野町景観計画策定委員会

平成30年10月25日（水）19：00～

於：辰野町役場

地区区分の確認について

修正の確認

第3回、4回の策定委員会でのご意見を受けて、修正した地区区分の案を確認いただきます。

景観形成方針について

前々回のおさらい

景観形成方針とは？

必須事項ではいが、努力事項

「景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。」とされています。

景観法運用指針では

「将来にわたり良好な
景観の形成を図ってい
くに当たって必要な方
針を定めるもの」

次のようにも書かれています

「区域内の景観上の特性に
応じて区域内の地区を分け
て、地区ごとに個別的な方
針を定めることも考えられ
る。」

つまり…

今回検討した景観地区区分ごとに、特性に合った方針を定めることができます。

景観形成方針の内容は？

例えば・・・

- ・地区ごとの景観上の特性や課題、将来の景観像
- ・具体的にどのような景観形成方策により実現を目指すのか等の方向性を示す

など

景観形成方針（案）

資料をご確認ください

次回について

- ・届出対象行為
- ・景観形成基準

の案について、
ご検討いただきます

届出対象行為

届出対象行為とは？

- ・景観計画区域内において、建設などの景観に影響を与える一定規模以上の行為
- ・景観法に基づき、行為に着手する30日前までに届出を行っていただきます。

届出対象行為とは？

- ・届出対象行為については、景観形成基準に適合するか審査を行い、
適合すると認められた
場合は、適合通知を行います。

景觀形成基準

景観形成基準とは？

- ・届出対象行為についての景観計画で定めた地区区分ごとの景観形成方針を踏まえた基準。

基準の重複について

- ・面の地区区分と軸の地区区分が重なっている地区では、両方の景観形成基準をあわせたものが適用されます。

どのように設定する？

- ・届出対象行為ごとに良好な景観の形成のために必要な制限を定めることができます。

どんな内容？

- ・建築物又は工作物の形態意匠※の制限、高さの制限、壁面位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度など

形態意匠...建築物や工作物などの外観全体の特徴をあらわす形状、模様などが一体となったものや、外観の一部を構成するデザイン（意匠）を指す。

どんな内容？（続き）

- ・届出対象行為ごとに良好な景観の形成のために必要な制限

具体的には？

資料をご覧ください

- ・長野県
- ・箕輪町

次回について

基準の根拠等を示しながら、皆さんにご検討いただきます。

おわり